

長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の感染の拡大の防止及び新型コロナウイルス感染症等の影響を受けている本市の経済の活性化を図るため、業界団体、商工団体、商店街団体、中小企業者等が実施する新型コロナウイルス感染症に係る感染予防策及び地域の消費の喚起策に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、長野市補助金等交付規則（昭和61年長野市規則第4号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 業界団体 宿泊業、飲食業等の同一の業種に属する事業者で構成される団体であって、団体の主たる事務所を市内に設けている、又は団体の構成員の半数以上が市内に店舗、事業所等を有している団体をいう。
- (2) 商工団体 市内の商工会議所法（昭和28年法律第143号）に定める商工会議所及び商工会法（昭和35年法律第89号）に定める商工会その他地域の経済の発展に資する活動をしているものとして市長が特に認める市内の団体をいう。
- (3) 商店街団体 次のアからエまでのいずれかに該当する市内の団体をいう。
 - ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）の規定に基づき設立された商店街振興組合
 - イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）の規定に基づき設立された商店街事業協同組合
 - ウ 10以上の店舗、事業所等により形成されている商店街において、主として小売業又はサービス業に属する事業を営む者により組織され、当該商店街の環境の整備及び改善等を図るための事業を行っている団体
 - エ その他アからウまでに掲げる団体と同程度の活動をしている商店街に係る団体で、市長が特に認めるもの
- (4) 中小企業者等 次のアからエまでのいずれかに該当する者をいう。
 - ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に規定する者
 - イ 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数がアに規定する者とおおむね同程度の者
 - ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数がアに規定する者とおおむね同程度の者

- エ 中小企業信用保険法（昭和25年法律第 264号）第 2 条第 1 項各号に規定する中小企業者又は同条第 3 項各号に規定する小規模企業者に該当する組合であつて、アに規定する者とおおむね同程度の者
- (5) 感染予防セミナー実施事業 業界団体、商工団体又は商店街団体が実施する次に掲げる事業をいう。
- ア 感染症の専門家等を講師とし、それぞれの団体の構成員の店舗、事業所等の営業の状況に応じて、当該構成員が新型コロナウイルス感染症に係る感染予防策を学ぶセミナー、講演会等を開催する事業
- イ アに規定するセミナー、講演会等の内容に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る感染予防策の実施に係るポスター、ステッカー、のぼり旗等の作成等をし、それぞれの団体の構成員の店舗、事業所等に掲出する事業
- (6) テイクアウト・デリバリー推進事業 業界団体、商工団体若しくは商店街団体又は 5 以上の市内の飲食店により構成される実行委員会等の団体が実施する次に掲げる事業をいう。
- ア それぞれの団体の構成員の飲食店がグループとなり、新たに又は既存の規模等を拡大してテイクアウト（飲食店で販売する飲食物を購入者が持ち帰ることをいう。以下同じ。）又はデリバリー（飲食店で販売する飲食物を購入者に配達することをいう。以下同じ。）を実施する事業
- イ それぞれの団体の構成員の飲食店と市内の配達に係る事業者とが共同で、新たに又は既存の規模等を拡大してデリバリーを実施する事業
- (7) 消費喚起・販売促進事業 業界団体、商工団体若しくは商店街団体又は10以上の市内の店舗、事業所等により構成される実行委員会等の団体が、それぞれの団体の店舗、事業所等が販売等を行う物品等又は提供する役務の特徴及び魅力等の宣伝並びに販売の促進に関し、共通の商品券、クーポン等の発行による割引又は割増し、共通の抽選券の発行による抽選その他市長が適当と認める共通のキャンペーン等を実施する事業をいう。
- (8) 店舗・事業所感染予防対策事業 市内で経営する店舗、事業所等において不特定多数の者に物品等の販売等又は役務の提供を行う中小企業者等が、当該店舗、事業所等において新型コロナウイルス感染症に係る感染予防に関し実施する次に掲げる事業をいう。
- ア 飛まつ感染を防ぐ事業
- イ 店舗、事業所等の換気機能を向上させる事業
- ウ 顧客と従業員又は顧客同士の密接な状況を回避する事業
- (9) テイクアウト・デリバリー対応事業 市内で経営する飲食店において中小企業者等が実施する次に掲げる事業をいう。
- ア 新たに又は既存の規模等を拡大してテイクアウト又はデリバリーを実施する事業
- イ 飲食店と市内の配達に係る事業者とが共同で新たに又は既存の規模等を拡大

してデリバリーを実施する事業

(交付対象事業等)

第3 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、感染予防セミナー実施事業、テイクアウト・デリバリー推進事業、消費喚起・販売促進事業、店舗・事業所感染予防対策事業及びテイクアウト・デリバリー対応事業とする。

2 感染予防セミナー実施事業、テイクアウト・デリバリー推進事業又は消費喚起・販売促進事業は、複数の団体（1以上の業界団体、商工団体又は商店街団体を含む場合に限る。以下同じ。）が共同で一の事業としてそれぞれ実施できるものとする。

(対象経費及び補助率等)

第4 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）及び補助率等は、別表に定めるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別表に定めるもののほか、次に掲げるものは、対象経費としない。

(1) 補助金の交付の申請を行うものの構成員、従業員等及び交付対象事業に係る店舗、事業所等の従業員等による打合せ、会合等に係る飲食費

(2) 補助金の交付の申請を行うものの構成員、従業員等及び交付対象事業に係る店舗、事業所等の従業員等に対する人件費又は謝礼

(3) 市長が定める補助金、助成金、支援金等の交付を受ける経費

(4) その他市長が適当でないと認める経費

3 補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てるものとする。

4 補助金の交付は、一の補助金の交付の申請を行うものにつき、感染予防セミナー実施事業、テイクアウト・デリバリー推進事業、消費喚起・販売促進事業及びテイクアウト・デリバリー対応事業に係るものにあつてはそれぞれ1回、店舗・事業所感染予防対策事業に係るものにあつてはその経営する店舗、事業所等ごとに1回を限度とする。

5 前項の場合において、第3第2項の規定により共同で感染予防セミナー実施事業、テイクアウト・デリバリー推進事業又は消費喚起・販売促進事業を実施する複数の団体は、それぞれの団体がそれぞれ感染予防セミナー実施事業、テイクアウト・デリバリー推進事業又は消費喚起・販売促進事業を実施したものとする。

(補助金の交付の条件)

第5 この補助金を交付する条件は、次に掲げるものとする。

(1) 市長が指定する新型コロナウイルス感染症に係る感染予防策を実施すること。

(2) 補助事業に係る収支を記載した帳簿を設けるとともに、その証拠となる書類を整備し、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間保管すること。

(3) 市長から報告を求められた場合には、補助事業が完了した年度の翌年度から5

期間は、補助事業に係る資料等の提出及び報告をすること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理し、効率的な運用を図ること。

(5) その他市長が補助金の交付の条件として必要と認めること。

(補助金の交付の制限)

第6 この補助金を交付することができない場合は、次に掲げるものとする。

(1) 補助金の交付の申請を行うもの及び交付対象事業に係る店舗、事業所等の代表者、役員（業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいう。）又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団関係者（長野市暴力団排除条例（平成26年長野市条例第40号）第6条第1項に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）である場合

(2) 補助金の交付の申請を行うもの及び交付対象事業に係る店舗、事業所等の運営又は経営に暴力団員及び暴力団関係者が参画している場合

(3) 市税を滞納している場合（中小企業者等が補助金の交付の申請を行う場合に限る。）

(4) 交付対象事業に係る店舗、事業所等が風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第11項に規定する特定遊興飲食店営業又は同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う場合（テイクアウト・デリバリー推進事業、消費喚起・販売促進事業及びテイクアウト・デリバリー対応事業の場合に限る。）

(5) 交付対象事業に係る店舗、事業所等が販売等を行う物品等又は提供する役務が政治的なもの又は公序良俗に反するものである場合

(6) その他市長が補助金を交付することが適当でないと認める場合

(補助金の交付申請)

第7 規則第3条に規定する申請書は、長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとする。

2 規則第3条に規定する関係書類は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に掲げる関係書類とする。

(1) 感染予防セミナー実施事業、テイクアウト・デリバリー推進事業及び消費喚起・販売促進事業 次に掲げる関係書類

ア 補助事業に係る事業計画書

イ 補助事業に係る収支予算書

ウ 誓約書

エ 団体の定款、規約その他これらに類するもの

オ 団体の構成員の名簿

- カ 補助金入金先確認書
 - キ 補助金入金先となる金融機関の口座を確認できる書類
 - ク その他市長が必要と認める書類
- (2) 店舗・事業所感染予防対策事業及びテイクアウト・デリバリー対応事業 次に掲げる関係書類
- ア 補助事業に係る事業計画書
 - イ 補助事業に係る収支予算書
 - ウ 誓約書
 - エ 法人にあつては登記事項証明書の写し、個人事業主にあつては本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードその他市長が別に定める書類をいう。）の写し
 - オ 補助金入金先確認書
 - カ 補助金入金先となる金融機関の口座を確認できる書類
 - キ その他市長が必要と認める書類
- 3 第3第2項の規定により共同で感染予防セミナー実施事業、テイクアウト・デリバリー推進事業又は消費喚起・販売促進事業を実施する複数の団体は、一の団体が代表して補助金の交付の申請等を行うものとする。
- 4 第1項及び第2項に規定する書類の提出期限は、市長が別に定める。
(補助事業の内容の変更等)
- 第8 規則第8条の規定による承認の申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を提出して行うものとする。
- (1) 補助事業の内容を変更しようとするとき 長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業変更承認申請書（様式第2号）及び市長が必要と認める書類
 - (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき 長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業中止承認申請書（様式第3号）又は長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業廃止承認申請書（様式第3号）及び市長が必要と認める書類
- (実績報告)
- 第9 規則第9条に規定する実績報告書は、長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業実績報告書（様式第4号）によるものとする。
- 2 規則第9条に規定する関係書類は、次に掲げるものとする。
- (1) 補助事業に係る実施報告書
 - (2) 補助事業に係る収支決算書
 - (3) 補助事業を実施したことが確認できる写真
 - (4) 補助事業で作成した広告物、印刷物等（広告物、印刷物等を作成した場合に限る。）
 - (5) 補助事業に係る契約書の写し（契約を締結した場合に限る。）
 - (6) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類及びその明細が確認できる書類の

写し

(7) その他市長が必要と認める書類

- 3 前2項に規定する書類の提出期限は、補助事業の完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金の交付請求)

- 第10 規則第12条第2項に規定する請求書は、長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業補助金交付請求書(様式第5号)によるものとする。

(財産の処分の制限)

- 第11 補助事業者は、店舗・事業所感染予防対策事業又はテイクアウト・デリバリー対応事業により取得した備品(自転車、バイク及び自動車を除き、市長が定めるものに限る。)又は自転車、バイク若しくは自動車について、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して市長が別に定める期間を経過した場合は、この限りでない。

(補則)

- 第12 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、告示の日から施行し、令和2年度分の補助金から適用する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

(この要綱の失効に伴う経過措置)

- 3 この要綱の失効前に規則第9条に規定する実績報告書の提出があった新型コロナウイルス対策事業者等支援事業補助金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

別表（第4関係）

事業区分	対象経費	対象経費としないもの	補助率等
感染予防 セミナー 実施事業	第2第5号アに規定する事業の実施に要する報償費、消耗品費、装飾費及び会場設備費、印刷費、広告費、委託費並びに会場借上費		対象経費に10分の10を乗じて得た額以内。ただし、第2第5号ア及びイに規定する事業の合計で50万円（一の商工団体又は第3第2項の規定により複数の団体が実施する場合には、100万円）を限度とする。
	第2第5号イに規定する事業の実施に要する印刷費、委託費及び備品購入費（市長が定めるものに限る。）	第2第5号イに規定する事業の実施に係る消耗品費	
テイクアウト・デリバリー 推進事業	第2第6号アに規定する事業の実施に要する印刷費、広告費、委託費及び賃借料		対象経費に10分の10を乗じて得た額以内。ただし、第2第6号ア及びイに規定する事業の合計で100万円（一の商工団体又は第3第2項の規定により複数の団体が実施する場合には、200万円）を限度とする。
	第2第6号イに規定する事業の実施に要する負担金	第2第6号イに規定する事業の実施に係る維持管理に係る使用料及び手数料	
消費喚起・販売 促進事業	消費喚起・販売促進事業の実施に要する印刷費、広告費、光熱水費、委託費、使用料及び賃借料	商品券、クーポン等の発行による割引又は割増し等に係る経費及び抽選の景品等に係る経費	対象経費に10分の10を乗じて得た額以内。ただし、100万円（一の商工団体又は第3第2項の規定により複数の団体が実施する場合には、200万円）を限度とする。
店舗・事業所感染 予防対策 事業	店舗・事業所感染予防対策事業の実施に要する改修費及び附帯設備設置費並びに備品購入費（市長	消耗品費	対象経費に10分の8を乗じて得た額以内。ただし、20万円を限度とする。

	が定めるものに限る。)		
テイクアウト・デリバリー対応事業	第2第9号アに規定する事業の実施に要する印刷費、広告費、委託費、賃借料、改修費及び附帯設備設置費並びに備品購入費（市長が定めるものに限る。）	第2第9号アに規定する事業の実施に係る消耗品費及び購入した備品の維持管理に係る保険料、整備点検料等の経費	対象経費に10分の8を乗じて得た額以内。ただし、第2第9号ア及びイに規定する事業の合計で20万円を限度とする。
	第2第9号イに規定する事業の実施に要する負担金	第2第9号イに規定する事業の実施に係る維持管理に係る使用料及び手数料	

様式第1号（第7関係）

長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

〔 法人又は団体にあつては、主たる事務所
所在地、名称及び代表者の氏名 〕

年度において、長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業を下記のとおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

記

1 実施する補助事業（※該当する事業の番号に○）

- (1) 感染予防セミナー実施事業
- (2) テイクアウト・デリバリー推進事業
- (3) 消費喚起・販売促進事業
- (4) 店舗・事業所感染予防対策事業
- (5) テイクアウト・デリバリー対応事業

2 補助事業を実施する期間 年 月 日～ 年 月 日

3 補助対象経費の額 円

4 関係書類

- (1) 補助事業に係る事業計画書
- (2) 補助事業に係る収支予算書
- (3) 誓約書
- (4) その他市長が必要と認める書類

同意書

年 月 日

（宛先）長野市長

長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業補助金の交付申請に当たって、市税の納付状況を確認することに同意します。

住 所

氏 名

㊞

〔 法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名 〕

※長野市記入欄	対象経費	円
	補助金	円

様式第2号（第8関係）

長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

〔法人又は団体にあつては、主たる事務所〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた 年度長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業を下記のとおり
変更したいので、承認してください。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 そ の 他

様式第3号（第8関係）

長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

〔法人又は団体にあつては、主たる事務所〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた 年度長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業を下記のとおり
中止（廃止）したいので、承認してください。

記

- 1 補助事業の中止（廃止）の理由
- 2 補助事業の遂行状況
- 3 補助事業を中止する期間及び補助事業の完了予定年月日
- 4 その他

様式第4号（第9関係）

長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業実績報告書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

〔法人又は団体にあつては、主たる事務所〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で補助金の交付決定の
あつた 年度長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業を下記のとおり
実施しました。

記

1 実施した補助事業（※該当する事業の番号に○）

- (1) 感染予防セミナー実施事業 (2) テイクアウト・デリバリー推進事業
(3) 消費喚起・販売促進事業 (4) 店舗・事業所感染予防対策事業
(5) テイクアウト・デリバリー対応事業

2 補助事業を実施した期間 年 月 日～ 年 月 日

3 補助対象経費の額 円

4 関係書類

- (1) 補助事業に係る実施報告書
(2) 補助事業に係る収支決算書
(3) 補助事業を実施したことが確認できる写真
(4) 補助事業に係る領収書又は支出を証する書類及びその明細が確認できる書類
の写し
(5) その他市長が必要と認める書類

※長野市記入欄

対象経費

円

様式第5号（第10関係）

長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）長野市長

住 所

氏 名

㊞

連絡先（電話）

〔法人又は団体にあつては、主たる事務所〕
〔所在地、名称及び代表者の氏名〕

年 月 日付け長野市指令 第 号で確定のあつた
年度長野市新型コロナウイルス対策事業者等支援事業補助金を下記のとおり交付
してください。

記

1 確 定 額 円

2 請 求 額 円

3 入 金 先

ゆうちょ 銀行以外 の金融機 関	口座名義人 (カタカナで記入)												
	銀行・金庫 信組・農協							支店 支所 出張所					
	預金種別				口座番号 (右詰めで記入)								
	普通・当座												
ゆうちょ 銀行	口座名義人 (カタカナで記入)												
	記号				番号 (右詰めで記入)								